

富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第4号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>目次 第1章（略） 第2章 規制措置（第7条—<u>第18条の3</u>） 第3章～第5章（略） 附則</p> <p>第1条、第2条（略）</p> <p>（定義） 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 <u>6歳以上18歳未満の者</u>（婚姻した女子を除く。）をいう。 (2)～(9)（略）</p> <p>第4条～第6条（略）</p> <p><u>第2章 規制措置（第7条—第18条の3）</u></p> <p>第7条～第15条の2（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>目次 第1章（略） 第2章 規制措置（第7条—<u>第18条の4</u>） 第3章～第5章（略） 附則</p> <p>第1条、第2条（略）</p> <p>（定義） 第3条（同左） (1) 青少年 _____18歳未満の者（婚姻した女子を除く。）をいう。 (2)～(9)（略）</p> <p>第4条～第6条（略）</p> <p><u>第2章 規制措置（第7条—第18条の4）</u></p> <p>第7条～第15条の2（略）</p> <p><u>（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）</u> 第15条の3 <u>何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子</u></p>	<p>条ずれの規定整備</p> <p>「青少年」の定義の変更</p> <p>条ずれの規定整備</p> <p>児童ポルノ法では児童ポルノ等の製造及び提供は禁止されているが、その原因となる不当な要求行為を規制す</p>

第16条～第18条の2 (略)

(有害情報____の閲覧等の防止)

第18条の3 インターネットを利用することができる端末設備(以下この条において「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、青少年が端末設備を利用するに当たっては、フィルタリング(インターネットを利用して得ることができる情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択することをいう。以下この条において同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報(インターネットを利用して得ることができる情報であつて、その内容の全部又は一部が著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年の粗暴性若しくは残ざやく性を誘発し、若しくは助長し、又は著しく青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものをいう。以下この条において同じ。)を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

2 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、青少年が有害情報____を閲覧し、又は視聴することを防止するため、フィルタリング

に関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 何人も、有害情報____を青少年に閲覧させ、又は視聴させな

計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第18条の4において同じ。)その他の記録をいう。第24条第3項第11号において同じ。)の提供を行うように求めてはならない。

第16条～第18条の2 (略)

(青少年有害情報の閲覧等の防止)

第18条の3 インターネットを利用することができる端末設備(以下この条において「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、青少年が端末設備を利用するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。次項及び次条において「青少年インターネット環境整備法」という。)第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。次項において同じ。)の活用その他適切な方法により、青少年有害情報(同条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下この条において同じ。)を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

2 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するため、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービス(青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。次条において同じ。)に関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 何人も、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させな

る規定がないため、禁止規定を新設するもの

用語の規定整備(青少年インターネット環境整備法の定義を引用)

同上
同上

同上

いように努めなければならない。

(新設)

いように努めなければならない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明書交付義務等)

第18条の4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下この条及び第21条第1項第7号において同じ。)は、青少年又は保護者に対し、青少年インターネット環境整備法第14条の規定による説明をするときは、併せて、規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した説明書又は記録した電磁的記録を交付しなければならない。

2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。)に対し、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。次項において同じ。)を講ずることを希望しない旨の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面又は記録した電磁的記録を提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の書面又は電磁的記録の提出を受け、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない役務提供契約(青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約をいう。以下この項において同じ。)を締結したとき、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることなく特定携帯電話端末等(青少年インタ

青少年インターネット環境整備法の改正を踏まえ、その具体的な運用を規定(事業者等の説明書交付義務)

同上(フィルタリング不要時の保護者からの不要申出書提出義務)

同上(事業者等の不要申出書保存義務)

	<p><u>一 ネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。）に係る役務提供契約を締結したときは、当該契約を締結した日から当該契約が終了する日又は当該契約に係る携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）を使用する青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面若しくは電磁的記録又は当該書面に記載され、若しくは当該電磁的記録に記録された事項のうち前項に規定する記載事項が記載された書面若しくは記録された電磁的記録を保存しなければならない。</u></p> <p><u>4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第1項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</u></p> <p><u>5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。</u></p> <p><u>6 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</u></p>	<p>青少年インターネット環境整備法の改正を踏まえ、その具体的な運用を規定（勧告） 同上（公表） 同上（弁明の機会の付与）</p>
<p>第19条、第20条 （略）</p>	<p>第19条、第20条 （略）</p>	
<p>（報告徴収及び立入調査） 第21条 知事は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求め、又は当該職員にこれらの者の営業所その他の場所に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。</p>	<p>（報告徴収及び立入調査） 第21条 （同左）</p>	
<p>(1)～(6) （略） <u>（新設）</u> 2～4 （略）</p>	<p>(1)～(6) （略） <u>(7) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等</u> 2～4 （略）</p>	<p>第18条の4（事業者等の説明義務）の新設に伴い、当該事業者</p>
<p>第22条、第23条 （略）</p>	<p>第22条、第23条 （略）</p>	

<p>(罰則) 第24条 (略) 2 (略) 3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)~(10) (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(11)~(14)</u> (略) 4~6 (略)</p> <p>第25条、第26条 (略)</p>	<p>(罰則) 第24条 (略) 2 (略) 3 (同左)</p> <p>(1)~(10) (略) <u>(11) 第15条の3の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの</u> <u>ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者</u> <u>イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者</u> <u>(12)~(15)</u> (略) 4~6 (略)</p> <p>第25条、第26条 (略)</p>	<p>等を立入調査の対象とするもの</p> <p>新設した第15条の3の規定に係る罰則規定の新設</p> <p>号ずれの規定整備</p>
--	---	--